

施設における女性保護の実態および支援・連携の課題**ー施設に対する利用者の全数調査アンケート結果をもとにー**

○大阪府立大学客員研究員 増井 香名子 (7166)

岩本 華子 (大阪府立大学客員研究員・6144)、山中 京子 (大阪府立大学・4129)

キーワード：女性・施設・支援課題

1. 研究目的

女性の貧困・母子家庭の貧困・DV等の暴力等女性を取り巻く困難が可視化されつつある。それら困難な状況におかれた女性のセーフティネットの一つとして一時保護や入所支援を行う様々な施設がある。これらの施設は、婦人相談所や婦人保護施設は売春防止法、母子生活支援施設は児童福祉法、救護施設は生活保護法と規定する法律が異なり、民間シェルターも含めると施設の設立目的や背景も多様である。またDV防止法等における一時保護を実施している施設も多く、各施設において複数の法律や制度に基づく利用が混在している。これらの施設が女性たちの抱える様々な課題に対応する地域の社会資源としてその機能を発揮することが求められる。施設種別ごとの利用者の実態調査の研究はいくつか存在するものの、様々な施設が特定地域においてどのように利用されているかを明らかにした研究は行われていない。そこで本研究は、大阪府におけるこれら施設の利用者の実態と支援や連携の課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

大阪府における保護を要する女性が一時保護または入所していた施設等に対し調査を行った。各施設に調査票を電子媒体で送付し、一時保護または入所し平成28年度に退所した全利用者一人ずつの状況について職員が記入し、各施設より個人情報をも匿名化したうえで回答を得た。22か所の施設等に調査票を送付し、18か所より回答を得た。婦人相談所1か所・婦人保護施設1か所・母子生活支援施設8カ所・救護施設4か所・その他施設4か所（民間シェルター1か所を含む）の利用者563票が分析対象である。調査期間は平成29年8月3日～25日である。なお、本研究は、「大阪府女性保護支援に係る調査」として、平成29年度に大阪府福祉部子ども室家庭支援課と共同で実施した結果の一部である。

3. 倫理的配慮

本研究は、社会福祉学会研究倫理指針を遵守している。調査結果については、個人が特定されることのないように統計的に処理し、厳重なデータ管理を行った。なお、データの二次利用および公表に関して大阪府福祉部子ども室家庭支援課の同意を得ている。

4. 研究結果

①利用形態：一時保護のみ利用が50%を占める。②主訴・支援課題：利用開始時の理由はDV63%を含め暴力被害を主訴とするものが74%である。入所中の支援課題として「退所先の設定」「精神状態の不安定さ」「加害者の追跡」「家族関係」「トラウマ」等平均4.3個があげられ、主訴の背景に複合的な支援課題がある。③利用者の心身の状況：精神障がい

25%、知的障がい 9%（いずれも疑い含む）であった。DVや虐待等の被害経験は 80%、性被害経験は 11%であった。④利用開始時の所持金：「1 万円未満」が 47%、「10 万円未満」が 79%であった。⑤支援課題への取組み：施設による「面接」が 71%であり、支援の中心である。「心理ケア」「受診・医療ケア」「保護命令申立」「法律相談の実施・同行」「育児支援」等の取組みが行われており、施設種別ごとの特徴がある。⑥連携機関数：「利用中の支援」で平均 2.6 機関、「退所に向けた支援」で 1.8 機関、「退所後の支援（アフターケア）」0.6 機関であった。⑦子ども：子ども同伴の利用は 53%、婦人保護施設では 49%であった。多くの施設において「保育」「学習支援」は一定数実施しているが「心理ケア」は多くはなく施設によりバラつきがあった。⑧退所先：「民間アパート」、「帰宅」、「母子生活支援施設」の順に多く、施設により特徴がある。⑨アフターケア：実施は 11%であった。

自由記述の分析からは、女性の保護施設の特性として以下がみられた。①緊急性・暴力被害を扱う特性：「利用者・施設の安全の脅かし」「利用者の喪失の多さと大きさ」「未対応課題も抱えてつながる」「利用者に当然に生じる揺らぎ」「意思なき保護と帰宅」「入所前の一働きできなかったことの対応で支援に詰まる」「利用者の心身状況の急変と不安定さ」②生活そのものを支援する施設としての特性：「健康問題の増悪」「ルール設定の難しさ・集団生活の負担」「利用者間相互作用の影響」「職員－利用者関係の難しさ」③本人－子ども支援の二層対応の特性：「児童機関につながっていない中でのリスク発見」「つながっている中での児相への協力」「主体葛藤」④特有の支援ニーズがあるケースに出会う特性：「妊産婦」「若年」「外国人」、である。加えて、連携の特性として、持ち得ている資源が限られた施設が多く、機関と連携する必要があるなかで、依頼受入れ時のコンフリクト、入所中の機関方針とのミスマッチなどがみられ、連携上の課題が支援に直接影響する様相がある。

5. 考 察

調査結果から、一時保護・入所という 2 種の利用実態、DV等暴力被害者への支援、複合課題を抱えるものへの支援、本人のみならず子どもの支援、障がい者、若年者や妊婦、外国人等丁寧な支援を必要とするものなど、幅広い利用者に対応していた。緊迫する状況にあるものを緊急で受入れ、安全安心な生活を提供しつつ、トラウマや心身の不調に対応し、さらに退所に向けた支援を行い地域につなぐという多様な支援を提供する必要があり、非常に高度で専門的な支援技術が必要であると考察された。換言すれば、これらの課題に対応できることが施設の存在意義であり、女性のセーフティネットに必要な役割となる。一方、各機関との連携課題は多岐にわたり、協力が得られず孤軍奮闘した経験が、新規ケースの依頼を受けた際の躊躇や条件の設定という新たな連携課題になることも推察された。

今後は支援機能を高めるため、職員研修やSV体制の整備、市町村・福祉事務所等との協働システムの整備、複合的支援課題に対応する施設体制の整備が求められる。さらに、好事例や取組み等から有効な支援方策を検討し、支援に求められる個別性と施設がもつ集団性、利用者の特徴からトラウマ理解等も踏まえた支援理論の構築が研究課題といえる。